

企業活動における国際人権基準の実施：東アジアおよび当事者の視点から

国連女性のエンパワメント原則（WEPS）の展開

大西 祥世

はじめに

- 2014年度に取り組んだ研究

1 WEPSに関する最近の動き

（1）世界、国連

- 署名企業数：858社（2015年1月末現在）
(内訳：多い順) 日本210社、スペイン96社、セルビア74社、ブラジル59社、南アフリカ46社、フランス36社、アメリカ24社、トルコ24社、グローバル22社、ニュージーランド23社、インド21社、オーストラリア21社、(略)中国13社、韓国12社など
- 第6回年次会合の開催：2014年3月5日～6日（於：米国）
- 「無意識のバイアスに気づくツール」ウェブサイトの公表
- 「ジェンダーに関するCOP自己評価のための質問項目」の運用
- 第7回年次会合の開催（予定）：2015年3月10日～11日（於：米国）

・テーマ：

「無限の可能性：ジェンダー平等をめざすビジネス・パートナー」
「WEPSパートナーの取り組み：実行と革新」

- ゲオルグ・ケル事務局長の退任発表

（2）日本

- 署名企業数の増加（210社：2014年度は+7社）
- CSR報告書におけるWEPSの参照
- UN Women東京事務所の開設準備（於：東京都文京区、2015年度予定）
- 男女共同参画推進連携会議「国際的に連携した女性のエンパワーメント促進」チームの継続

2 ジェンダーに関するCOP自己評価のための質問項目

（1）自己評価の方法

- UNGCのウェブサイトにログインし、COPを提出する
- 提出後に、「ジェンダーに関する質問」として4つの質問が表示されるの

で、該当すればチェックボックスにチェックを入れたり、自由記述欄に記入したりして回答し、提出する。

(2) 導入のねらい

- UNGC、WEPs の双方への参加の奨励 (GC 原則 1、2、6)
- UNGC 参加企業への、ジェンダーの視点の導入の奨励
- WEPs 参加企業への、進捗状況報告書の作成の奨励 (WEPs 原則 7)

(3) 日本企業における活用可能性

- 公開研究会の実施
 - ・日時：2014 年 12 月 12 日（金）
 - ・場所：大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所「都市魅力研究室」
- 自己評価の特徴
 - ・質問項目に基づいてアンケートサイトを作成し、会場で自己評価のシミュレーションを実施
- ワークショップの成果
 - ・グローバル・スタンダードで自社の取り組みを自己評価することで、現在の取り組みを積極的に評価したり、不十分である取り組みや視点を発見したりして、今後への課題やヒントを獲得し、共有できた。特に、グローバル・スタンダードと日本の国内法基準の関係、女性の活躍促進に取り組む企業として開示を求められる情報の内容や程度、職場に加えて市場と地域への取り組みの広がり等について気づきがあったとのコメントがあった。
 - ・他方、グローバル・スタンダードの特性でもあるが、先進国と途上国に共通する基準として作成されているため、日本の企業や自治体になじみのない内容もあり、戸惑いも見受けられ、改善点が明らかになった。
- 課題と展望
 - ・自己評価ツールとして有益であるが、日本の企業等がさらに使いやすくなるような工夫が必要である。
 - ・日本語表記
 - ・段階別評価
 - ・当センターが、プラスに評価できる好事例を具体的に紹介したり、わかりやすい日本語のガイドを作成したりすることへの期待が数多く表明された。
- 改訂版の作成

3 日本の企業における女性の活躍促進と WEPs

(1) 新法の整備

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」(女性活躍推進法)の制定準備

- ・2014年10月に閣議決定・国会提出(同年11月に廃案)
- ・従業員301人以上が対象(300人以下は努力義務)
- ・女性の活躍を推進する行動計画を策定し、情報の公表が求められる

- 積極的な情報開示の要請

- ・男女別データ
- ・進捗状況

- 自治体における地域協議会の設置

(2) 課題と展望

- 新法の範囲は、職場内の取組

- グローバル・スタンダードでは、市場や地域との連携も重要視される(WEPs)

- ・社内だけではなく、社外の取引先、同業者、地域、NGOにおいても女性のエンパワメントを促進する

- ・COP や CSR 報告書における進捗状況の報告の際は、日本国内の基準とグローバルな基準との「2本立て」ではなく、両方に通じるもの

おわりに

- 2015年度の研究計画

〔参考〕女性のエンパワメント原則

原則1 トップのリーダーシップによるジェンダー平等の推進

原則2 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃

原則3 健康、安全、暴力の撤廃

原則4 教育と研修

原則5 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動

原則6 地域におけるリーダーシップと参画

原則7 透明性、成果の測定、報告